

議案第14号

令和5年度 佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和5年度佐倉市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年8月28日提出

佐倉市長 西 田 三 十 五

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等帳票類印刷（後期高齢者医療保険料分）（健康保険課）	令和5年度～令和6年度	4,880